

■ 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格

	資格名	根拠法	所管府省	試験の有無	備考
1	警備員指導教育責任者	警備業法	警察庁		講習+認定
2	機械警備業務管理者	警備業法	警察庁		講習+認定
3	警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	警備業法	警察庁	○	
4	射撃指導員	銃砲刀剣類所持等取締法	警察庁	○	
5	駐車監視員資格者	道路交通法	警察庁	○	
6	運転免許	道路交通法	警察庁	○	
7	技能検定員	道路交通法	警察庁	○	
8	教習指導員	道路交通法	警察庁	○	
9	受胎調節実地指導員	母体保護法	こども家庭庁		講習+指定
10	保育士	児童福祉法	こども家庭庁	○	
11	行政書士	行政書士法	総務省	○	日本行政書士会連合会の名簿に登録されることで資格を得るが、試験等の事務は都道府県が行っているため、当該事務を国が行うよう求める。
12	危険物取扱者	消防法	総務省	○	
13	消防設備士	消防法	総務省	○	
14	教育職員	教育職員免許法	文部科学省		認定、講習+認定
15	准看護師	保健師助産師看護師法	厚生労働省	○	
16	栄養士	栄養士法	厚生労働省		登録
17	調理師	調理師法	厚生労働省	○	
18	クリーニング師	クリーニング業法	厚生労働省	○	
19	製菓衛生師	製菓衛生師法	厚生労働省	○	
20	登録販売者	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	○	
21	毒物劇物取扱責任者	毒物及び劇物取締法	厚生労働省	○	
22	介護支援専門員	介護保険法	厚生労働省	○	
23	訪問介護員	介護保険法	厚生労働省		講習+登録
24	技能士	職業能力開発促進法	厚生労働省	○	
25	職業訓練指導員	職業能力開発促進法	厚生労働省	○	
26	家畜人工授精師	家畜改良増殖法	農林水産省		講習+登録
27	家畜商	家畜商法	農林水産省		講習+登録
28	砂利採取業務主任者	砂利採取法	経済産業省	○	
29	採石業務管理者	採石法	経済産業省	○	
30	高圧ガス製造保安責任者	高圧ガス保安法	経済産業省	○	
31	液化石油ガス設備士	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	○	
32	電気工事士	電気工事士法	経済産業省	○	試験は経産大臣が実施

	資格名	根拠法	所管府省	試験の有無	備考
33	火薬類取扱保安責任者	火薬類取締法	経済産業省	○	
34	火薬類製造保安責任者	火薬類取締法	経済産業省	○	
35	高圧ガス販売主任者	高圧ガス保安法	経済産業省	○	
36	全国通訳案内士	通訳案内士法	国土交通省	○	試験は観光庁長官が実施
37	宅地建物取引士	宅地建物取引業法	国土交通省	○	
38	建築士	建築士法	国土交通省	○	
39	狩猟免許	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	○	

※ 掲載の資格については、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年10月）資料を元に記載

※ 都道府県知事には、都道府県公安委員会、都道府県教育委員会を含む。

令和7年の地方分権改革に関する提案に係る関係府省からの第1次回答に対する見解について

「277 都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し」

【関係府省からの第1次回答に対する見解】

- 国家資格は全国的に通用するものであり、指定試験機関による試験実施など、事実上、全国統一の運用がなされているものもあることから、各都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しいと考えている。
- 関係府省からは、業の許認可との関連性があること、地域の実情に応じた試験等が必要なこと、指定機関への委託により事務負担が過大ではないこと、国で資格事務を実施すると利用者の利便性が低下するなどの1次回答があったが、全国的に通用する国家資格においては地域の実情に応じた試験等を行うことに必ずしも必然性がないこと、「国家資格等情報連携・活用システム」への資格実装の進展や、国が資格付与者となっている国家資格も多数存在する状況などを踏まえ、国と地方の役割分担の適正化の観点から、資格付与者の転換について積極的な検討を求める。
- 関係府省からの1次回答に対する個々の見解は次のとおりである。

資格名等	関係府省	関係府省からの1次回答	1次回答への見解
警備員指導教育責任者	警察庁	・警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 ・当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。	・「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） ・警備員指導教育責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。

		・また、同資格者証については、警備業法に規定する警備員指導教育責任者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増加等、講習の受講希望者の負担が増加する可能性がある。 ・以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 ・なお、警備員指導教育責任者に係る手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	
機械警備業務 管理者	警察庁	・警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 ・当該資格に係る事務についても、都道府県警察が実施しており、講習により警備員の資質及び知識・技能の向上を図るとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が二元的に指導監督することになり、	・「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） ・機械警備業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が講習を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。

		かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 ・また、同資格者証については、警備業法に規定する機械警備業務管理者講習を受けて、その課程を修了した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している同講習については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が講習を実施する場合、実施主体数の減少に伴って講習の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、講習を受講できない者の増加、講習会場までの金銭的負担の増加等、講習の受講希望者の負担が増加する可能性がある。 ・以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 ・なお、機械警備業務管理者に係る手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	
警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者	警察庁	・警備業法では、警備業に必要な規制を定めることにより、警備業務の実施の適正を図ることを目的とし、警備業者に対しては、各種申請・届出に係る許可等事務、立入検査等を通じて都道府県警察が指導監督を実施しており、認定業者の数が多数にわたることや、警備業者の規模、警備業務の種別等が多岐にわたることから、これらの事務については、国において一元的に行うことが警備業務の実施の適正を図る上で困難であり、都道府県公安委員会において行っているものである。 ・当該資格に係る事務についても都道府県警察が実施しており、知識及び能力に関する検定を実施するとともに、申請者の適格性等について厳格に審査を行うなどして指導監督を行っているが、仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警察が	・「仮に国が当該資格に係る事務を管理することとなれば、国と都道府県警が二元的に指導監督することになり、かえって非効率」とあるが、都道府県警が警備業務の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） ・警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書の交付を受けた者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。

		二元的に指導監督することになり、かえって非効率な上、法目的を果たせなくなるおそれがある。 ・また、合格証明証については、警備業法に規定する検定に合格した者が交付申請を行うことで交付されるものであるが、現在、各都道府県公安委員会が実施している検定については、各都道府県の実情に応じて、実施回数、実施場所等を決定し、各都道府県内で実施されているところ、国が検定を実施する場合、実施主体数の減少に伴って検定の実施回数が減少するとともに、各都道府県内における実施も困難であると考えられるため、現状と比較した場合、検定を受講できない者の増加、検定会場までの金銭的負担の増加等、検定の受検希望者の負担が増加する可能性がある。 ・以上の点を踏まえると、当該資格に係る業務については、都道府県公安委員会及び都道府県警察が行うべきものである。 ・なお、警備員又は警備員になろうとする者の知識及び能力に関する検定に係る合格証明書に関する手続については、2025 年中の警察行政手続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	・なお、国が検定を行うことで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、現在の都道府県警が実施している状態を前提にした回答であり、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
射撃指導員	警察庁	・都道府県公安委員会は、個々の申請者の適格性を審査した上で適格性のある者のみを射撃指導員に指定する必要がある。 ・その際、猟銃等の所持許可を2年以上継続して所持していることのほか、関連法令を遵守し、射撃指導員として相当な人格識見を有することや、猟銃等の取扱いについて相当な知識を有すること等の基準に適合するかどうかを個別に審査する必要がある、これを国において一元的に行うことは極めて困難である。 ・さらに、都道府県公安委員会は、指定後に適格性の失われた射撃指導員の指定が継続することのないよう指導・監督を行う必要がある。 ・具体的には、射撃指導員としての実績の確認、必要に応じた試験や射撃技能の確認等を行わなければなら	・「射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するため」には、適格性を慎重に判断する必要があることは理解する。 ・回答では、射撃指導員の資格事務を都道府県公安委員会が行う理由として、資格事務に係る業務量の多さや煩雑さをあげられているが、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・射撃指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、「射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくない」とあるが、本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作

		ず、これらを国において一元的に行うことも極めて困難である。 ・射撃指導員の指定と、その後の指導・監督とを異なる主体に行わせるのは、事務処理の一貫性及び効率性の観点から望ましくないことに鑑みても、射撃場における射撃の適正を期し、射撃に伴う危害の防止を期するためには、射撃指導員の指定及びその後の指導・監督は、いずれも都道府県公安委員会が行うべきものである。 ・なお、射撃指導員の指定の申請については、2025 年中の警察. 政. 続オンライン化システムによるオンライン化を検討中である。	成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものであり、都道府県警が射撃指導員の指導監督と資格業務を一元的に行わないとなぜ事務処理の一貫性や効率性の観点から望ましくないのか不明である。 ・加えて、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 ・なお、回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、資格者の適格性の担保については国で責任をもって対応すべき問題である。
駐車監視員 資格者	警察庁	・当該資格に係る各種申請については、警察行政手続オンライン化システムの対象となっており、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しいほか、地方から国に一元化することによって、会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	・回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・駐車監視員資格者は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 ・なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
運転免許	警察庁	・運転免許証の記載事項変更は、その交付をした都道府県公安委員会ではなく、住所地を管轄する都道府県公安委員会において行うこととなっているほか、マイナ免許証のみを有する者は、警察において利用開始手続を行うことにより、市区町村に住所等（住所、指名及び生年月日）の変更の届出をすれば、都道府県公安委員会への届出が不要となるなど、既に利用者の利便を確保するための措置が講じられていることから、資格に関する一連の事務について、地方から国に集約して一元化する必要性に乏しい。	・回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・運転免許は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や免許証を作成することは非効率である。 ・なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。

		また、運転免許は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から運転免許証交付まで、試験を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	
技能検定員 教習指導員	警察庁	- 技能検定員・教習指導員の資格情報の管理は、資格者証を交付した都道府県公安委員会が行っているところであるが、資格者証の記載事項変更の申請をオンラインで可能とするシステムの構築を進めているところであり、業務効率化が図られる予定となっていることから、地方から国に一元化して地方の業務負担を是正する必要性が乏しい。 - また、技能検定員・教習指導員は、全国統一の団体により試験事務が行われている国家資格とは異なり、申請から資格者証交付まで、審査を含む全ての事務を都道府県公安委員会（都道府県警察）が実施しているところ、これらの事務を国に一元化した場合、試験会場の選定や受験回数について制限が生じることとなる。	- 回答は、現在の都道府県警が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 - 技能検定員及び教習指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県公安委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 - また、同じ資格でありながら、各都道府県でそれぞれ試験問題や合格証書を作成することは非効率である。 - なお、国が実施することで利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう国で責任をもって運用すべき問題である。
受胎調節実地 指導員	こども家庭庁	- 受胎調節実地指導員（以下「指導員」という。）については、母体保護法第15条及び母体保護法施行規則第9条の規定に基づき、内閣総理大臣の定める基準に従った認定講習（以下単に「認定講習」という。）を終了した助産師、保健師又は看護師が、住所地の都道府県知事に申請することにより、指定を受けるものである。 - 都道府県知事は、母体保護法施行令第6条の規定に基づき、認定講習が母体保護法施行規則第17条に規定する認定基準に適合しなくなったと認める場合は、講習の認定の取り消しを行う必要がある。 - 一方で、当該講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、	「講習が、各地域の実態や社会背景等に応じて実施されることも踏まえ、国から当該講習の実施状況の確認を全国一律に行うことは困難であるほか、当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切」との回答だが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 - 受胎調節指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 - また、「医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要」とあるが、医療機関等を監督する都道府県が指導員を指定することがなぜ適切なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資

		当該講習の終了を踏まえた申請及び指導員の指定も含め、都道府県が事務を担うことが適切である。 ・さらに、指導員が働く機関として医療機関等が想定されるが、医療機関等を監督する都道府県知事において、適切に指導員を指定することが必要である。 ・また、都道府県知事は、母体保護法施行令第1条第2項に規定する被指定者への標識の交付等についても実施する必要があるところ、当該手続に関連した指導員の指定及び講習に係る事務についても、標識の交付等と同一の主体である都道府県知事が行うことが適切である。 ・なお、仮に、標識の交付等も含めて国で事務を実施する場合には、申請者等が都道府県の身近な窓口で標識の受け取り等各種手続を実施できないこと等による利便性の低下などが懸念される。 ・このため、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	格付与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） ・なお、国が実施することによる利用者の利便性低下等の懸念を示されているが、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、例えば地方厚生（支）局での標識交付や郵送交付などにより、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・「国家資格等情報連携・活用システム」の活用については、都道府県事務の負担軽減につながる可能性について、国での検討状況を注視したい。
保育士	こども家庭庁	・保育士については、児童福祉法第18条の18及び児童福祉法施行令第16条の規定に基づき、保育士試験合格者においては試験に合格した都道府県の知事に、指定保育士養成施設の卒業者については申請書提出時点の住所地の都道府県知事に申請することにより、登録を受けるものである。 ・保育士については、指定保育士養成施設を卒業した者と保育士試験に合格した者が登録を受けて業務を行うことになっている。 ・都道府県知事は、児童福祉法施行令第5条第1項に基づき、大学・短大等が児童福祉法施行規則第6条の2の3に規定する指定保育士養成施設の基準に適合するか否かを確認して養成施設の指定を行うとともに、指	・「こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要がある」との回答だが、都道府県が行う明確な理由が示されていない。 ・また、都道府県知事が保育士養成施設の指定等を行うことから、保育士の資格管理全体を行うことが適当との回答については、例えば、栄養士は養成施設を国が、資格付与を都道府県が実施しており、必ずしも養成施設の指定と資格付与者が同一である必要はない。 ・保育所等の設置認可等を都道府県が担っていることとの関連では、施設の設置認可等と資格事務を一元的に実施した方が適当とのことだが、一元的に行わないとなぜ非効率なのか不明である。（例えば、病院や薬局の開設許可等は都道府県知事で、医師や薬剤師の資格付

		定後においても保育士の養成の適切な実施を確保するための検査等を行う必要がある。 ・また、保育士試験についても、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要がある。 ・一方で、こうした事務について国が全国一律に行うことは困難であり、都道府県に担っていただく必要があるところ、指定保育士養成施設の卒業者や保育士試験に合格した者の保育士登録についても都道府県が事務を担い、都道府県に保育士の資格管理全体を行っていただくことが適当である。 ・また、都道府県知事は、保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、児童福祉法第18条の19の規定に基づき、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要がある。 ・保育所等の設置認可や指導監督等については都道府県等が担っているところ、事案が生じた際に必要な事実確認をして保育士の資格管理を適切に行うためには、それらの事務との連携が重要であり、こうした点からも都道府県が事務を担うことが適当である。 ・加えて、令和7年4月に改正された児童福祉法において、保育士・保育所支援センターを都道府県に整備することが義務化され、保育士・保育所支援センターが円滑に職業紹介や研修の案内等を行う上で、個人情報等を適切に管理しつつ、保育士登録簿との情報の連携を行うことが期待されるところ、当該連携を円滑に図る観点からも引き続き保育士の資格管理を都道府県が担うことが適切である。 ・以上の理由から、本提案については実現が困難であると考えているが、都道府県事務の負担軽減は重要であり、「国家資格等情報連携・活用システム」の活用の検討等、必要な取組を進めてまいりたい。	与者は厚生労働大臣という事例もあり、特段の支障が出ているとは聞いていない。） ・保育士試験の、児童福祉法第18条の8に基づき、都道府県が実施する必要があるとの回答については、現在、同法第18条の9に基づき全国統一で一般社団法人 全国保育士養成協議会（保育士試験事務センター）が主として試験事務を行っており、県も試験実施に携わっているが、関連する一部の事務についてのみである。そのため、保育士登録事務を国が行うこととなった場合でも支障はないものと考ええる。 - また、保育士試験実施状況について、現状は試験事務センターから県へ報告し、県から国に報告しているが、その必要がなくなるため、効率的である。 ・保育士が信用失墜行為を行うなどした場合、保育士登録の取消し等を行うべきか確認する必要があることについては、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・保育士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・なお、保育士・保育所支援センターの円滑な実施については、国が資格付与者となり、保育士名簿を全国的で一元的に管理した方が、名簿登録地と居住地が異なる場合などにも速やかな資格確認を行うことが可能となることが考えられるなど、都道府県知事が付与者であり続けるよりもメリットが大きいのではないかと考える。 ・システムの稼働による都道府県事務の負担軽減については、オンライン申請時の添付書類（戸籍謄本等）の確認（住基ネット・戸籍情報連携システムを使用予定）、定期的な有資格者の情報確認等の事務の増加が見込まれ、負担軽減とはならず、逆に増大することが想定される。
--	--	---	--

行政書士	総務省	行政書士試験の施行に関する事務を総務大臣が行うこととすることについては、これまでの制度経緯や、提案団体以外の都道府県をはじめとする関係者の意見等を踏まえ、議論すべきと考えるが、都道府県における事務負担の軽減に関しては、以下のように考えるところである。 ア．資格付与者を国に転換することについて 各都道府県知事が実施する試験事務については、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センター（以下、「研究センター」という。）に事務を委託されており、研究センターでは、試験の公示や受験申し込みの受付、試験問題の作成、合格証の交付等の試験事務の大半を担っている。 都道府県は、研究センターの事業計画や収支予算案に対する意見等、委任事務の監督等に係る事務のほか、試験事務の実施に関し、「①合格の決定」、「②合格者の公報への掲載」、「③合格証への都道府県知事印の押印及び合格証の郵送」の事務を行っている。 「①合格の決定」については、行政書士法第4条第1項及び行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第2条において研究センターに行わせることができないと規定されている。 当該事務の中心は、試験問題のレベルを判断し合格基準を設定することにあるが、これを試験問題の作成者である研究センターではなく都道府県知事において行うこととしているのは、試験問題のレベルを客観的に判断できる者により行うことが試験の信頼性が向上することと考えられたことや、試験の実施主体として実績があるとともに、行政書士が作成する書類の多くを受ける官公署である都道府県において行うことが適当と考えられたことによる。	○都道府県の業務負担軽減に向けた検討の必要性について回答いただいているが、これは、現在の都道府県が事務を実施している状態を前提にしたものである。国が資格付与者となり、試験事務等を一括して行った場合を前提として、都道府県知事が行政書士の資格事務に関与し続けなければならない理由の説明を求める。 ○なお、一次回答にて御提示いただいた事務等については、次のとおり。 「①合格の決定」について、御認識のとおり、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることから、合格の決定に関する事務を都道府県の自治事務と位置付ける妥当性は乏しい。 「②合格者の公報への掲載」及び各都道府県の規則等に基づき実施している「行政書士試験合格証明書」の発行は、利便性の向上等のために事務の実施者として現状としては、行うべきものだと考えている。法令により行う事務でないからといって各都道府県の判断に任せて、不均一な取扱いとなることも望ましくないことから、国が資格付与者となり、統一的な取扱いをすべきであるとする。 - 総務省は、「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」について、知事印の印影を合格証に電子的に刷り込むことにより、都道府県を介さずに直接、合格証を合格者に発送する取扱いを可能にしていると述べるが、これは要するに、知事が行政書士の資格事務に関与し続けても、このような知事印の刷り込みという方法により、合格証への押印や合格証の発
------	-----	--	---

		一方、試験科目ごとの年度間の難度の評価に関する事項については、研究センターが委嘱する学識経験者で構成する「試験結果難易度評価委員会」において専門的知見をもって審議されているところであり、当該評価の結果を参考に都道府県知事において合否決定が行われることが、「形式的に追認する形」となっている実情があることがご提案の趣旨と受け止めているところである。 この点、他の国家試験における取扱い等も踏まえて、検討すべきものであると考えている。 「②合格者の公報への掲載」については、国の法令で義務づけているものではなく、各都道府県の規則等で定めている事務であり、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。 「③合格証への大量の押印及び合格証の郵送」については、現状、都道府県の事務負担を軽減する観点から、都道府県と指定試験機関との間の協議が調った場合には、研究センターにおいて合格証に電子的に知事印の印影を刷り込み、都道府県を介さず、直接合格者に発送する取扱いを可能としており、令和7年度試験においては、8都府県がこの取扱により事務を処理する予定と伺っている。 このような運用が可能であることについて、指定試験機関である一般財団法人行政書士試験研究センターとも連携しながら、未実施の都道府県に周知してまいりたい。 イ．国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン申請について 行政書士の登録については、行政書士法第6条第3項に基づき、都道府県ではなく日本行政書士連合会が行政書士名簿への登録の事務を行うこととされており、指名等登録事項に変更があった場	送に係る都道府県の「事務負担が軽減」され得るということを述べているものと思われる。 しかしながら、我々が問題にしているのはより根本的な点である。すなわち、そもそもなぜ知事が行政書士の資格事務に関与しなければならないのかという点である。総務省にはこの点について他の国家資格を踏まえた回答を求める。 ○行政書士の「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成すること」は、特段の地域性が必要な行為ではないことから、都道府県知事が資格事務に関与する意義が乏しく、国が資格付与者となるべきである。 ○試験事務の大半を研究センターが担っているが、行政書士の監督は都道府県知事が担っており、措置請求がなされた場合や、懲戒事由が生じた際は立入検査や聴聞等を実施する必要がある、業務負担が過大である。
--	--	--	---

		合においても、同法第6条の4に基づき、所属する行政書士会を経由して、日本行政書士会連合会に変更の登録を申請することとされており、現状、都道府県における大きな事務負担は生じていないと考えている。 なお、行政書士試験の合格者の指名や住所が変更となった場合や、合格証を紛失した場合等においては、各都道府県の規則等に基づき、「行政書士試験合格証明書」等の名称で事実証明の書類の発行が行われているものと承知しているが、当該事務は法令により行う事務ではないことから、各都道府県においてその必要性等に関してご議論いただきたいと考えている。	
危険物取扱者 消防設備士	総務省	・危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、現在、全ての都道府県が、消防法に基づく指定試験機関である（一財）消防試験研究センターに対し、事務の委任をしているところであるため、都道府県における事務負担は基本的に生じていないものと考えている。 ・また、免状の交付・再交付・書換に関する事務についても、現在、全ての都道府県が、同センターに対し、交付承認等の事務を除いて、私法上の契約により事務の委託をしているところであるため、都道府県における大きな事務負担は生じていないものと考えている。 ・本提案については、今後、都道府県における事務の実態などをお聞きしてまいりたいが、都道府県に大きな事務負担が生じていないことや消防行政における都道府県の役割、事務処理の効率性の観点から、現行の仕組みには一定の合理性があるものと考えている。	・危険物取扱者及び消防設備士に関する事務のうち、試験に関する事務については、都道府県における事務負担は生じていない。 ・一方で、免状の交付における手数料の返還手続きや、県が実施する講習（≒再交付）にかかる講師や資料作成については、県が担当しており、多大な負担が生じている。 ・当該資格にかかる県の事務については、国の法令に従って行うもので、県による裁量はなく、試験実施から免除発行・講習までの一連の流れを国が行うことが、合理的であると考えするため、国への移管を前向きに検討いただきたい。
教育職員	文部科学省	・前提として教員免許とは、教員となる資格のあることを公証するものであり、法令上、教員は各相当の免許状を有する者でなければならないとされている。 ・このことにより、相当免許状を有しない者が教員になることはできないため、相当免許主義の確実な運用	・臨時免許状及び特別免許状については、免許状の有効範囲が授与を受けた都道府県内であることから、資格付与者が都道府県教育委員会であることに一定の合理性があると考え。

		に当たっては、管理する免許状の授与、失効、取上げ等の情報を正確かつ迅速に把握した上で、原簿への記入、官報への公告、特定免許状失効者等である場合のデータベースへの登録等、適切な免許管理を行う必要がある。 ・また、特に臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り授与することができる免許状であるため、地域の実情に応じて速やかに授与することができる必要があるとともに、特別免許状についても、優れた知識経験等を有する社会経験等を教師として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図ることを目的として、任命権者等の推薦に基づき授与する免許状であるため、地域のニーズに応じて機動的に授与することができる必要がある。 ・こうしたことも踏まえ、教育職員免許法制定時より、教員免許の授与及び管理を、多くの公立学校の教員の任命権者でもある都道府県教育委員会において実施することとしている。 ・そのため、現在都道府県の有する教員免許に関するこれらの権限を全て国に移譲する場合、例えば、公立学校の教員の任命権者である都道府県教育委員会が懲戒免職処分を行った際、文部科学省への申請が必要となることにより、当該都道府県が行った処分情報の把握、当該情報に基づく免許の失効等処理に時間がかかることで適切な免許管理が困難になり、相当免許主義の確実な運用に支障をきたすおそれがある。 ・また、臨時免許状や特別免許状については、上述のとおり必要となった時に迅速に授与することが重要であるが、文科省へ申請が必要となることにより、例えば、臨時免許状を有する者を即時に採用することができず、授業の実施に支障をきたすといった問題や、地域のニーズを適切にくみ取れず特別免許状の授与がなかなか進まないなどといった事態が生じるおそれがある。	・しかしながら、普通免許状については、有効範囲が全国に及ぶことから、都道府県教育委員会が資格付与者であり続ける理由に乏しい。 ・普通免許状は全国的に通用する資格であり、都道府県教育委員会が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、適切な免許管理や事務処理手続きの膨大さを課題としてあげられているが、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、資格付与者の転換後、都道府県教育委員会との連携をより緊密とすることや、現在導入準備が進められている教員免許管理システムとマイナンバーの連携等によって、利用者の利便性低下等が生じないように、国での運用の実現に向けて積極的な検討を求めたい。
--	--	---	--

		・また、平成 10 年 5 月 29 日に閣議決定された地方分権推進計画に基づき機関委任事務制度が廃止されるとともに、教員免許に関する事務については、授与件数が極めて多数であることによる国民の利便性、事務処理の効率性等の観点から自治事務とされた経緯があるが、令和 5 年における教員免許の授与件数は 193,359 件であり、機関委任事務から自治事務へと変更された平成 10 年における教員免許状の授与件数である 232,604 件と比較しても引き続き授与件数は 20 万件前後と極めて多数であり、当時の状況から大きな状況の変化が起きていない。 ・加えて、文部科学省は地方支分部局を有していないため、仮に国に教員免許に関する事務が移譲された場合、全ての申請者が文部科学本省に対して申請を行うことになり、事務処理手続きに膨大な時間を要するとともに、申請者にとっては利便性が損なわれることが予想される。 ・こうした観点から、教員免許に関する事務を全て国に移譲することは困難であると考える。	
栄養士 調理師	厚生労働省	・栄養士については免許の付与等について、また、調理師については試験の実施及び免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。 ・これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。具体的には、栄養士免許及び調理師免許の令和 5 年度の交付数はそれぞれ 16,344 件、23,790 件となっている。 ・さらに、調理師試験については、厚生労働大臣の定める基準により全都道府県において実施されているところ、一部の都道府県においては、独自に試験を作成・実施している状況にあり、令和 5 年度の試験では 19,783 人が受験している。	・第 1 次回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、申請者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、国家資格等情報連携・活用システムを活用すれば、申請者の利便性はむしろ向上し、デジタル技術の活用により事務負担の軽減が見込まれる。 ・また、試験事務においては委任が可能となっており、事務量の増加や迅速性に対する懸念はないと考えられることから、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・調理師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。

		・このため、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障を来すことが予想される。 ・このように、免許付与や試験の実施等の当該事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、前述のような支障が生じるおそれがあり、当該提案については実現すべきではないと考える。	・また、国が実施することによる申請者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・加えて、令和7年度における調理師試験の作成・実施については、厚生労働省令で定める指定試験機関に31都県、関西広域連合に7府県がそれぞれ委任している実態を踏まえると、試験事務は都道府県の大部分において共通の運用が行われていると言え、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと考える。
クリーニング師等	厚生労働省	・クリーニング師等の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。 ・これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続きができなくなることによる利便性の低下という懸念や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 ・また、クリーニング師の試験については、クリーニング業法に基づき長年都道府県がその事務を行っており、各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる。 ・これらの事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	・回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・クリーニング師等は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないよう、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・加えて、クリーニング師試験については、「各都道府県において、その試験内容、試験形式等が大きく異なる」とあるが、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと考える。

製菓衛生師	厚生労働省	・製菓衛生師の免許の付与等については、都道府県知事が行うこととされている。 ・これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定される。 ・また、製菓衛生師の試験については、製菓衛生師法に基づき長年都道府県がその事務を行っているところ、この事務を厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、事務の標準化にもコストがかかることになるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	・回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・製菓衛生師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないように、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・加えて、製菓衛生師試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないかと。また、本資格は全国的に通用し、知識や技能は全国的に共通であるため、地域の実情を踏まえる必要は無く、各都道府県がそれぞれ試験問題の作成を含めた試験事務を行う必要性は低いのではないかと。
登録販売者	厚生労働省	・登録販売者の試験事務及び販売従事登録に関しては、都道府県知事が行うこととされている。 ・これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。 ・なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務（予算・定員財源含む。）を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	・回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・登録販売者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないように、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・加えて、登録販売者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施す

			ることにより行政全体として効率化に繋がるのではないか。
毒物劇物取扱責任者	厚生労働省	・毒物劇物取扱者の試験に関しては、試験内容、合格証の交付を含むその取扱いは各都道府県において運用されていることから、厚生労働大臣が行うこととなった場合、国の事務が大幅に増加することに加えて、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下等の懸念が想定されることから、当該提案については実現すべきではないと考える。 ・なお、これらとあわせて自治体から本件に係る事務を引き上げた場合の地方行政に対する影響等の観点からも慎重に考慮する必要があると考える。	・回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・毒物劇物取扱責任者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が実施することによる利用者の利便性低下の懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないように、国で責任をもって運用すべき問題である。 ・加えて、毒物劇物取扱責任者試験については、各都道府県がそれぞれ問題作成等を行っており、国で統一的に実施することにより行政全体として効率化に繋がるのではないか。
介護支援専門員	厚生労働省	・介護支援専門員証の交付等については都道府県知事が行うこととされているが、これらについて厚生労働大臣が行うこととなった場合、申請者等が都道府県の身近な窓口で各種手続をできなくなることによる利便性の低下や、国の事務の大幅な増加による効率性の低下といった懸念が想定され、迅速な対応が必要となる交付事務や受験手続き等に支障をきたす恐れがあるため、当該提案については実現すべきではないと考える。	・回答では、資格付与者を厚生労働大臣とした場合、利用者の利便性の低下や国の事務の増加、試験事務の迅速性に懸念があるため、提案を実現すべきではないとしている。 ・これは、現在の都道府県が実施している状態を前提にしたものであり、都道府県が行う明確な理由に乏しい。 ・介護支援専門員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・また、国が実施することによる利用者の利便性低下や試験事務の迅速性への懸念については、資格付与者の転換後、利用者の利便性低下等が生じないように、国で責任をもって運用すべき問題である。
訪問介護員	厚生労働省	・「訪問介護員」は介護保険法における「訪問介護」を行うものを指すが、「資格・免許」ではないため、本提案の対象外と考える。	・提案団体としては「都道府県知事が資格付与者となっている国家資格」について、国家資格の定義が曖昧な中で、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽

		・なお、介護保険法施行規則に規定の「介護職員初任者研修」及び「生活援助従事者研修」の課程を修了し、証明書の交付を受けたものについては「訪問介護」に従事することができるが、当該研修については、具体的な支障事例に書かれているような、資格試験や免許証の申請、資格者名簿の書き換え申請は、法令上規定していない。	減に関する調査」（総務省、平成 23 年）で取りまとめられた資格制度概況調査結果等に基づき、訪問介護員を取り上げたところであるため、本提案の対象と考えている。 ・全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、前向きに検討いただきたい。
技能士	厚生労働省	・都道府県知事が実施する技能検定試験（現在 111 職種）については、全国同一水準で実施するために、中央職業能力開発協会が作成した試験問題及び試験実施要領を用いて行うこととしているが、都道府県知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して、実施職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定し、都道府県職業能力開発協会を指導監督しながら試験を実施しており、今後も、各都道府県知事が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考ええる。 ・このため、支障事例で挙げられている「指定試験機関による全国統一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	・提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものであり、指定機関が全国統一で資格試験などの実施を行っている場合はなおさら資格付与者の転換をすべきと考えている。 ・また、知事がその地域における産業の動向、受検の状況等を勘案して実施職種、実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、現在も試験事務のほとんどを指定機関が担っていることや、ファイナンシャル・プランニングなど、いくつかの職種では全国的な団体が資格事務を実施していることを踏まえると、なぜ都道府県知事が付与者であり続ける必要があるのか明確な理由に乏しい。 ・技能士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国統一の対応とした方が良いのではないかな。
職業訓練指導員	厚生労働省	・職業訓練指導員試験については、職業訓練の水準を全国で一定の水準以上となるよう担保する観点で、国が作成する基準問題を踏まえ、都道府県において作成しているが、免許職種（123 種類）ごとに試験内容が異なることから、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導	・提案の趣旨は、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため資格付与者の転換を求めるものである。 ・職業訓練指導員は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。

		員の充足状況等を勘案して、試験の実施の有無、試験を行う免許職種、実施期日、実施場所等実施に必要な事項を決定しており、今後も、各都道府県が必要と判断した試験を実施した方が効果的かつ効率的であると考え。 このため、支障事例で挙げられている「全国统一での資格試験の実施など、事実上全国統一的な基準による運用がなされているものもあるため、都道府県がそれぞれ事務を行う必要性が乏しい」ものには該当しないため、資格付与者を国とする見直しを行うことは困難である。	- また、毎年、各都道府県において、各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設の職業訓練指導員の充足状況等を勘案して、試験実施の有無や実施期日等を決定しており、地域性があるため、今後も知事が資格付与者となるべきとの回答だが、職業訓練指導員は各都道府県が設置・運営する職業能力開発施設のみで勤務しているものではないため、特段の地域性は認められないのではないか。 - 都道府県ごとに受験できる職種が異なることについては、国家資格であるにも関わらず、受験機会が担保されない問題もあるため、受験機会確保の観点からも全国统一の対応とした方が良いのではないか。
家畜人工授精師	農林水産省	家畜人口授精師の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習及び試験、登録であり、地域の畜産業の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人口授精師の指導を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験の実施や家畜人工授精師の指導を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 - 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないか。 - 家畜人工授精師は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。
家畜商	農林水産省	家畜商の免許制度については、資格付与に当たって必要となるのが講習と登録のみであり、家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要であることから、それらの実情に通じた都道府県知事を資格付与者とする制度としているところであり、国を資格付与者とすることは、直ちには困難である。	「家畜取引の実情が地域によって異なる中で、各地域の実態を踏まえた講習の実施や家畜商の監督を行うことが必要」とあるが、必要な知識や技能は全国的に共通であり、当該免許の効力は全都道府県に及ぶ。そのため、各地域の実態を踏まえた講習や講習内容に応じた試験である必要はない。 - 仮にある程度の地域性が必要だとしても、例えば地方農政局（拠点）単位で試験事務を行うことも考えられるのではないか。

			・家畜商は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。
砂利採取法・採石法	経済産業省	・砂利採取法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、砂利採取業を行おうとする者の登録、砂利の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。 ・また、採石法においては、都道府県により試験の作成、実施、合格証の交付に加え、採石業を行おうとする者の登録、岩石の採取計画の認可も含め、一元的に実施している。 ・資格付与に係る事務のみを国に移すことは、都道府県と国の間で受検者に関する情報の共有や、資格付与に関する手続きが新たに必要となる。 ・また、合格証の変更については、結婚において苗字が変わったとしても、変更の必要はなく旧姓使用が可能である。 ・加えて、経済産業局（沖縄総合事務局含む）は9局であり、国の機関に移すことにより現在の都道府県ごとの資格交付事務を行う窓口から大きく減少する。 ・以上より、提案にあるように、資格付与事務を国に移すことにより一元的な管理を行うこととなり効率的であるということには当たらず、及び利用者にとっても利便性が向上するとは期待できない。	・本提案の内容は、全国的に通用する国家資格について、試験事務を含め、資格の付与者を国とするよう見直しを求めるものである。 ・砂利採取業務主任者及び採石業務管理者は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・砂利採取法及び採石法とも、業の登録又は採取計画の認可において必要となる資格者情報の確認は、資格付与者である各都道府県知事が発行する合格者証の確認により行っているが、資格者情報を「国家資格等情報連携・活用システム（以下「システム」という。）」に実装し、一元化されたデータを各都道府県が確認できるようにすることにより、確認業務の実効性向上や、添付書類の省略による申請者の事務負担軽減にもつながるものと考ええる。 ・また、国においては、国民・事業者等から行政機関等への行政手続のオンライン化を推進されているところであり、資格付与者の転換後、システムへの実装などにより、試験を含めた各種手続のオンライン化を可能とすることは、利用者の利便性向上に資するものと考ええる。
火薬取締法・高圧ガス保安法・電気工事士法・液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律	経済産業省	・火薬取締法、高圧ガス保安法、電気工事士法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における国家資格の付与に係る手続について、法令毎に当該国家資格の制度趣旨を踏まえ、当該手続を国で実施する妥当性やその実務上の影響等を鑑み検討する。	・経済産業省所管の国家資格の中には、例えば「ガス消費機器設置工事監督者（（一財）日本ガス機器検査協会が資格付与）」など、全国的な協会が資格付与者となっているものがある中で、火薬取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガス法に関する事務（試験及び免状の交付・再交付・書換）については、各都道府県が全国的な協会である高圧ガス保安協会に事務を委託しているものの、資格付与者は都道府県知事となっているため、これらについても全国的な協会が資格付与者となることも考えられるのではないかと。

			・また、全国に通用する国家資格を各都道府県がそれぞれ資格事務を行う必要性が乏しいため、資格付与者の転換について、前向きに検討いただきたい。
全国通訳案内士	国土交通省	・昭和24年に通訳案内士法の前身である通訳案内業法が策定された際、登録手続き（当時、免許手続き）を都道府県事務とした趣旨は、通訳案内業者の指導取締りの便宜を考慮するためである。 ・今日においても、通訳案内士法第31条に定める禁止行為について、違反行為発生時には、都道府県警の関係機関等と迅速に連携する必要があることを踏まえ、通訳案内士制度の実効的な制度運用を支えるべく、資格登録手続きを都道府県事務とするのが適切と考えている。 ・全国通訳案内士の資格登録手続きに係る都道府県事務の負担軽減は重要であると考えており、このため、平成30年には、各都道府県からのご提案を踏まえ、資格登録手続き時に提出を求めている書類（健康診断書及び履歴書）の簡素化を実施し、都道府県の負担軽減に努めている。 ・さらに、令和4年より、「国家資格等情報連携・活用システム」において全国通訳案内士の資格登録手続きを可能とするため、それに必要な自動採番（登録番号の付与）や住所移転時の登録情報の引継ぎの機能が具備されるよう、観光庁からデジタル庁に働きかけるなど調整を進めている。 ・引き続き、都道府県等の要望も鑑みながら、都道府県事務の負担軽減に取り組んでいく。	・通訳案内士法第31条の規定に違反した場合は、警察との迅速な連携が必要であるが、都道府県警を管理する公安委員会は、地方自治法に規定する執行機関であり、その権限の範囲内にあつては知事と独立の関係にあるため、外部団体である地方運輸局（支局）でも対応可能と思われ必ずしも資格登録事務を都道府県知事が行わなければならない理由が見当たらない。 ・また、現在、国（委任先：独立行政法人国際観光振興機構（JNTO））が全国通訳案内士試験に関する事務を行っており、都道府県が行っている資格登録事務や登録証交付事務においても一体的に国が実施することで、試験合格者の手続の負担軽減や効率的な制度運用につながるものと思われる。 ・地域通訳案内士は、その資格が地域通訳案内士業務区域内でのみ有効であり、地域性が強く求められることから、都道府県知事が資格付与者となる一定の合理性はあると考えられるが、全国通訳案内士には地域性が強く求められる要素がなく、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 ・全国通訳案内士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。
宅地建物取引士	国土交通省	・宅地建物取引士は、令和7年3月31日現在、全国で約121万人登録者数がある国家資格である。 ・そのため、仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続	・回答では、「仮に国土交通省で一元的に宅地建物取引士の登録申請等を受け付けることとした場合、当該申請等の手続処理について、相当な時間を要することが予想されるほか、国土交通省が行っている他の行政手続等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難」とあるが、現在の都道府県が実施している状態を前提

		等に支障を来すおそれがあることから、対応は困難なものと認識している。 ・一方で、都道府県によっては、法定講習機関に宅地建物取引士の登録申請関係事務等を業務委託している例もあるものと承知している。 ・また、宅地建物取引士の登録申請等について、申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、eMLIT（国土交通省手続業務一貫処理システム）により、オンライン化に向けたシステム環境整備を推進しており、各都道府県においても令和6年度下半期以降、順次オンライン手続を開始頂いている。 ・このため、オンライン手続を導入いただいている都道府県においては、紙での申請に伴う申請者及び行政の事務負担は軽減されるものと理解している。 ・なお、「居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となる」点、申請者の事務負担になっている旨もご要望を頂いているが、申請者の必要に応じて、宅建業法第19条の2の規定に基づき、宅地建物取引士の登録を受けている者が従事、又は従事しようとしている事務所が所在する都道府県に対して、登録の移転を申請することが可能となっている（当該手続についても、各都道府県が導入していれば、eMLITによるオンライン申請が可能となっている）。	にしたものであり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 ・例えば、国土交通大臣が資格付与者となっている土木施工管理技士は資格者数が約200万人※であり、宅建士のみについて対応が困難という理由にはならないのではないかと。 ※「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査」（総務省、平成23年） ・宅地建物取引士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・オンライン手続き（eMLIT）を導入したことにより、申請者の事務負担については軽減が見込まれるというものの、手数料納付がeMLIT上でできず、別途申請先都道府県での手続きが必要となるなど負担軽減は限定的である。また、eMLITには入力エラーを自動的に検知し受け付けない機能が備わっていないため都道府県の確認事務の負担が軽減しているとは考えにくい。
建築士	国土交通省	・二級建築士又は木造建築士の試験及び登録に係る事務については、建築士法に基づき、各都道府県が指定した機関がその事務を行っているものと承知している。 ・他方で、都道府県知事は資格付与者として、試験及び登録に係る事務以外にも懲戒処分等を行う権限を有しており、都道府県知事の適切な指導監督を通じ、本資格者制度の適切な運用が図られているところ。 ・これは二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道	・本提案の内容は狭義の資格付与業務のみを指すものではなく、試験の作成、実施、合格証の交付や資格者の監督までを含むものである。 ・二級・木造建築士試験の指定試験機関は、全都道府県が（公財）建築技術教育普及センターを指定しているが、当該機関は国が指定する一級建築士試験の指定試験機関と同一であり、統一した試験実施における運用上の支障はないと考えられる。 ・回答で、「二級建築士又は木造建築士は通例その都道府県内など限られた域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事していることが多く、地域の実情に

		府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切であると考えられるためである。 ・二級建築士又は木造建築士に係る制度を適切に運用していく観点からも、引き続き都道府県が制度を運用することが望ましいと考えられる。	応じた指導監督を行う観点から、当該区域を管轄する都道府県知事がこれらの事務を担うことが、制度の運用にあたって適切である」とあるが、二級建築士及び木造建築士の資格は全国的に有効であり、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 ・建築士は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。 ・広島県の場合、県内の建築士事務所で勤務する二級・木造建築士のうち 24%は他県登録の建築士であり、これらの建築士には本県が直接、指導監督できないことから、制度を適切に運用するためには、国において統一された基準で制度運用することが望ましいのではないか。（広島県登録 76%、中国地方登録 82%（R7.7.1 時点））
狩猟免許	環境省	・鳥獣保護管理法は自治事務であり、都道府県や市町村が地域の関係者と連携して鳥獣保護管理行政を進めているところで、全国一律的な運用ではなく、地域ごとに柔軟な運用がなされている。 ・鳥獣保護管理の根幹をなす狩猟免許については適正・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性があるもの。 ・具体例で挙げている「利用者にとっても、資格者名簿を各都道府県が管理しているため、苗字が変わった場合の免許書換えを、免許を発行した都道府県に申請する必要があり、居住地と免許発行地が異なる場合は郵送が必要となるといった支障が生じている。」について、狩猟免許に係る情報の変更申請先は発行元の都道府県ではなく、現居住地の都道府県であるためこの支障には該当しない。 ・都道府県が狩猟免許試験を実施するにあたり、狩猟免許の申請については昨年度省令改正により、オンライ	・回答では「適性・知識試験のみならず実技試験も実施しており、上記の理由から各都道府県の実情に応じた運用がなされているところで、各都道府県がそれぞれ事務を行う合理性および必要性がある」とされているが、狩猟免許の資格は全国的に有効であることから、都道府県知事が資格付与者となる明確な理由が乏しい。 ・狩猟免許は全国的に通用する資格であり、都道府県知事が本資格の付与者であらねばならない理由の明確な説明を求める。

		ンによる申請を可能としたところであり、オンライン手続きを促進していくことについては都道府県に裁量がある。 ・以上の理由から狩猟免許に係る手続きにおいて先方が挙げる支障や問題意識には当たらず、制度変更の必要はない。	
--	--	---	--